

奈良市公報

号 外 第 7 号

平成 16年6月7日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

条 例	
奈良市税条例の一部を改正する条例.....	1
奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例.....	4
規 則	
奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規 則.....	5
奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム 職員に関する規則の一部を改正する規則.....	5
奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一 部を改正する規則.....	5
奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法 律施行細則の一部を改正する規則.....	5
奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	5
奈良市行政組織規則の一部を改正する規則.....	13
奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に 伴う関連規則の整備に関する規則.....	15
奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則.....	16
奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部 を改正する規則.....	16
奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則 の一部を改正する規則.....	17
奈良市軽度生活援助事業実施規則の一部を改正する規 則.....	17
奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正 する規則.....	18
奈良市史跡文化センター条例施行規則を廃止する規則	18
奈良市ならまちセンター条例施行規則及び奈良市西部 会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則...	18
奈良市音声館条例施行規則及びなら 100年会館条例施 行規則の一部を改正する規則.....	22
奈良市北部会館条例施行規則.....	23
奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則.....	34
奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....	43
奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則...	52
奈良市都市景観審議会規則の一部を改正する規則.....	52
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例施行規則の一部を改正する規則.....	52
奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及	

び公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の 一部を改正する規則.....	54
奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一 部を改正する規則の一部を改正する規則.....	54
奈良市職員の通勤手当に関する規則.....	55
奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する 規則.....	58
職員の職名等に関する規則及び奈良市職員の初任給、 昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	58
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	59
訓 令 甲	
奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に 伴う関連規程の整備に関する訓令.....	59

条 例

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 16年 3月 31日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市条例第 31号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）の一部を次
のように改正する。

第 14条第 2 項中「2万 6 千円」を「19万 8 千円」に改め
る。

第 14条第 1 項中「年額 2,500円」を「3,000円」に改める。
第 150条中「第 39条第 10項」を「第 39条第 11項」に改め
る。

第 152条第 2 項中「附則第 32条の 3 第 1 項」を「附則第
32条の 3 第 2 項」に改める。

第 159条第 2 項中「第 16項、第 26項から第 31項まで、第 34
項から第 36項まで又は第 41項」を「第 25項から第 30項まで
、第 32項から第 34項まで、第 39項又は第 40項」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「36万円」を「35万円」に改める。
附則第 6 条を削る。

附則第 6 条の 2 の見出しを「（居住用財産の買換え等の
場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」に改め、同条
第 1 項を次のように改める。

所得割の納税義務者の平成 17年度以後の各年度分の市
民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条
第 4 項第 1 号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（
以下本項から第 3 項までにおいて「居住用財産の譲渡損
失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産
の譲渡損失の金額については、法附則第 34条第 4 項にお

いて準用する同条第1項後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年3年以内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

附則第6条の2第3項各号列記以外の部分中「第1項」を「第3項」に改め、同項第1号中「附則第6条の2第1項」を「附則第6条第3項」に、「居住用財産の譲渡損失」を「通算後譲渡損失」に、「同条第1項」を「同条第3項」に改め、同項第2号中「第4条の5第6項第3号」を「第4条の5第12項第3号」に、「附則第6条の2第3項第1号」を「附則第6条第5項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第25条第1項又は第28条第1項」を削り、「あるのは、」を「あるのは」に、「附則第2条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」を「」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第2条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第25条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項又は第28条の3の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年3年以内の年に生じた法附則第4条第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第4条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出

した場合を含む。）であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

附則第6条の2を附則第6条とする。

附則第10条中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改める。

附則第18条の3中「若しくは第2項」を削り、「第39条第6項若しくは第7項」を「第39条第7項若しくは第8項」に改める。

附則第19条第6項を削り、同条第7項中「附則第3条の3第7項」を「附則第3条の3第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第3条の3第9項」を「附則第3条の3第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第3条の3第10項」を「附則第3条の3第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

附則第25条第1項中「から同法第3条第1項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額（」を「金額（」に、「若しくは第36条第1項の規定又は同法第33条第4項（同法第33条の2第3項において準用する場合を含む。）、「第36条の2第3項（同法第36条の6第2項において準用する場合を含む。）若しくは第37条第6項（同法第33条の5第2項、第33条の7第4項若しくは第33条の9の2第4項において準用する場合を含む。）」を「又は第36条」に、「計算される当該特別控除額）を控除した金額（第4項第1号）を「同法第3条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「の10分の3.4に相当する」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「同項の」を「同項に」に、「いう」を「いい、附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附則第26条第1項中「平成16年度」を「平成27年度」に、「除く。以下本条」を「除く。次項」に、「同項各号及

び前条第2項」を「前条第1項」に改め、同項第1号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の3.4」を「100分の2.7」に改め、同項第2号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の4」を「100分の3.4」に改め、同号アを次のように改める。

ア 54万円

附則第26条第2項中「平成16年度」を「平成27年度」に改め、同条第3項中「租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第1項」を、「その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第35条の4まで、第35条から第36条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3」に改める。

附則第27条第1項中「(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「同条第1項各号及び同条第2項」を「同項」に改める。

附則第28条第1項中「次に掲げる金額のうちいずれが多い」を「課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第33条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項において準用する附則第25条第3項第1号の規定により適用される第2条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の6に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「いう」を「いい、附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする」に改め、同条第3項中「の規定は、同項」を削り、「同項第1号中「100分の9」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「控除した金額の100分の11dに相当する金額」とあるのは「控除した金額」を「同項中「100分の6」とあるのは、「100分の3.4」に改め、同条第4項後段を削り、同条第5項を次のように改める。

5 附則第25条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「附則第25条第1項」とあるのは「附則第28条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第34条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附則第28条の2第1項中「100分の4」を「100分の3.4」に改める。

附則第28条の2の2第1項中「所得割の納税義務者」を「平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者」に、「100分の3.4」を「100分の2」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「規定により適用される第1項の」を削り、同項を同条第2

項とする。

附則第28条の3第1項中「(第7項において「特定中小会社」という。)の同条第1項」を「の同項」に、「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第7項中「当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む。)が発行した株式に係る租税特別措置法第33条の10第2項に規定する上場等の日(以下本項において「上場等の日」という。)以後に」を削り、「(その上場等の日に)」を「の譲渡(法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日に)」に、「ものに限る。)の譲渡(その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。))で租税特別措置法第33条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ)」を「場合に限る」に改める。

附則第29条の2中「第23項」を「第22項」に改める。

附則第35条中「第20項」を削り、「第41項」を「第40項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。)第4条の5第7項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第4条の5第3項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第25条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第33条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第33条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第26条の規定は、所得割の納税義務者が平

成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行ったこの条例による改正前の奈良市税条例(以下「旧条例」という。)附則第26条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第28条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第28条の2の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第28条の3第7項の規定は、所得割の納税義務者が平成16年4月1日(以下「施行日」という。)以後に行う同項に規定する特定株式(新租税特別措置法第32条の13第1項第2号及び第3号に定めるもの)にあっては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。)の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日以前に行った旧条例附則第28条の3第7項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成15年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成16年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成16年前の年分の個人の

事業及び平成16年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成15年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第1号。以下「改正法」という。)附則第19条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第20項に規定する土地及び家屋に対して課する都市計画税については、旧条例附則第35条の規定の例による。

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第32号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和4年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは第2項」の次に「(同法第36条において準用する場合を含む。)」を加え、「第36条」を「第30条の2及び第36条」に改める。

第5条第2項第2号中「14,400円」を「14,200円」に改め、同条第3項中「46円」を「45円」に改める。

第9条の2第2項第1号中「106,100円」を「104,970円」に改め、同項第2号中「57,580円」を「56,950円」に改め、同項第3号中「53,050円」を「52,490円」に改め、同項第4号中「28,790円」を「28,480円」に改める。

別表第1中「12,600」を「12,470」に、「13,500」を「13,340」に、「14,400」を「14,200」に、「10,800」を「10,740」に、「11,700」を「11,600」に、「9,900」を「9,870」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、平成16年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間につ

いて支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
(平成 16年 3月 31日 掲 示 済)

規 則

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 24日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 10号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 45号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「午後 1時」を「翌日午前 0時 30分」に、「同月 4日」を「同月 3日」に改める。

別記第 4号様式中「午後 1時」を「翌日午前 0時 30分」に改める。

附 則

この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 24日 掲 示 済)

奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 25日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 11号

奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

(奈良市臨時職員に関する規則の一部改正)

第 1 条 奈良市臨時職員に関する規則(平成 2年奈良市規則第 26号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,800」を「5,700」に、「6,900」を「6,800」に、「5,900」を「5,800」に、「5,500」を「5,400」に、「5,600」を「5,500」に、「7,600」を「7,500」に改める。

(奈良市パートタイム職員に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市パートタイム職員に関する規則(平成 3年奈良市規則第 41号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080」を「1,070」に、「860」を「850」に改める。

附 則

この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 25日 掲 示 済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 25日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 12号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の

一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成 15年奈良市規則第 7号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1号イを次のように改める。

イ 小学校の授業のない日は、午前 8時 30分から午後 5時までとする。ただし、土曜日(小学校の夏期休業日及び冬期休業日の期間中の日並びに春期休業日の期間の開始日から入学式の日の前日までの期間中の日を除く。)は、午前 9時から午後 3時までとする。

附 則

この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 25日 掲 示 済)

奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 25日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 13号

奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 2号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 9 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項」に改める。

第 1 条中「第 1 条」を「第 3 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 3月 25日 掲 示 済)

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 25日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 14号

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市屋外広告物条例施行規則(平成 14年奈良市規則第 42号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 9 条第 2 項第 7 号」を「第 9 条第 2 項第 6 号」に改め、同条第 3 項中「第 2 項第 7 号」を「第 2 項第 6 号」に改める。

第 5 条中「第 2 号及び第 6 号、第 3 項並びに第 4 項」を「及び第 5 号並びに第 3 項から第 5 項まで」に改める。

第 6 条中「第 9 条第 5 項第 2 号」を「第 9 条第 6 項第 2 号」に改める。

第 7 条の見出しを「(許可の基準及び期間)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 12 条第 2 項に規定する許可の期間は、別表第 3 のとおりとする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(資格を有する管理者を置かなければならない広告物等)
第1条の2 条例第1条に規定する広告物又はこれを掲出する物件は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認が必要なもの
- (2) 表示面積の合計が10平方メートルを超えるもの。ただし、建築物又は工作物に直接塗装したもの又は簡易なもので建築物又は工作物に直接貼り付けたものを除く。

2 条例第1条に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第28条第1項第2号に規定する屋外広告士
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (3) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種、第二種又は第三種の電気主任技術

者免状の交付を受けている者
(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者又は技能検定合格者であって、広告美術仕上げに係るもの
第1条第1号を次のように改める。

- (1) 第1条の2第2項第2号から第4号までに掲げる者第1条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「(昭和44年法律第64号)」を削り、同号を同条第2号とする。
別表第1の2の表を削り、別表第1の3の表中「第9条第2項第2号」を「第9条第2項第1号」に、「歴史的風土特別保存地区」を「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和44年法律第1号)第6条第1項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区(以下本表において「歴史的風土特別保存地区」という。)」に改め、同表を別表第1の2の表とし、別表第1の4の表中「第9条第2項第6号」を「第9条第2項第5号」に改め、同表を別表第1の3の表とし、別表第1の5の表を別表第1の4の表とし、別表第1の4の表の次に次のように加える。

5 条例第9条第4項に規定する自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する広告物又はこれを掲出する物件

- (1) 条例第5条第1号から第10号までに規定する地域又は場所に表示し、又は設置する場合

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の規格及び内容
1 歴史的風土特別保存地区	1 各広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 2 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないものであること。
2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域(歴史的風土特別保存地区を除く。)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた風致地区	1 各広告物の表示面積の合計は、7平方メートル以下であること。 2 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないものであること。
3 1及び2以外の地域及び場所	各広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。

備考

- 1 屋上広告物は、表示し、又は設置しないこと。
- 2 自立する広告物の高さは、その地域における建築物の高さ(塔屋、エレベーター室、水槽その他これらに類する建築物の屋上部分の高さを除く。以下同じ。)の規制以下とすること。
- 3 集合広告物の表示面積の合計は、広告物の規格及び内容欄の表示面積を超えないこと。
- 4 建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。
- 5 特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積の合計の3分の1以下であること。
- 6 特定商品名のみを表示するものでないこと。

- (2) 条例第5条第1号に規定する地域又は場所に表示し、又は設置する場合

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の規格
1 都市計画法第 2 章の規定により定められた準工業地域又は工業地域	1 建築物の延べ面積が 500平方メートル以下の場合、各広告物の表示面積の合計が 20平方メートル以下であること。 2 建築物の延べ面積が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の場合、各広告物の表示面積の合計が 30平方メートル以下であること。 3 建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超える場合は、各広告物の表示面積の合計が 40平方メートル以下であること。
2 1 以外の地域又は場所	1 建築物の延べ面積が 500平方メートル以下の場合、各広告物の表示面積の合計が 15平方メートル以下であること。 2 建築物の延べ面積が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の場合、広告物の表示面積の合計が 25平方メートル以下であること。 3 建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超える場合は、各広告物の表示面積の合計が 35平方メートル以下であること。
備考 1 鉄道又は道路敷地からの距離が 20メートルを増すごとに広告物の規格欄の表示面積にそれぞれ 10分の 1 の面積を加算した面積以下であること。 2 建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の 5 分の 1 を超えないこと。 3 特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積の合計の 3 分の 1 以下であること。 4 特定商品名のみを表示するものでないこと。	

別表第 1 の 6 の表を次のように改める。

6 条例第 9 条第 5 項に規定する自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する広告物又はこれを掲出する物件

広 告 物 の 規 格 及 び 内 容
各広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。
備考 1 建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の 5 分の 1 を超えないこと。 2 特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積の合計の 3 分の 1 以下であること。 3 特定商品名のみを表示するものでないこと。

別表第 2 の 1 の表美観上の基準の項中「赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色彩」を「高彩度色」に、「最小面積」を「最小」に、「赤色と緑色は」を「高彩度色の補色関係

については」に改め、「また、緑色と紫色においても同様とする。」を削り、別表第 2 の 2 の表建築物を利用するものの項を次のように改める。

建築物を利用するもの		
屋上広告物又はこれを掲出する高さに関する基準	第 1 種地域 (市長が別に告示で指定する地域又は場所)	高さは、建築物の高さの 3 分の 1 以下とし、かつ、地上から屋上広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは、15メートル(都市計画法第 2 章の規定により定められた高度地区(以下「高度地区」という。)における最高限度が 15メートル未満の地区にあつては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。
	第 2 種地域 A 地区 (都市計画法第 2 章の規定によ	建築物の高さが 15メートル未満の場合にあつては、高さは、建築物の高さの 3 分の 1 以下であつて、かつ、4メートル以下であることとし、地上から広告物の上端までの高さは、19メートル(高

物件	定められた商業地域又は近隣商業地域で、特に都市的美観の維持が必要であるとして市長が別に告示で指定する地域又は場所)	度地区における最高限度が19メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)未満であること。建築物の高さが15メートル以上の場合にあっては、高さは、建築物の高さの5分の1以下であって、かつ、5メートル以下とし、地上から広告物の上端までの高さは、25メートル(高度地区における最高限度が25メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。
	第2種地域 B地区 (都市計画法第2章の規定により定められたA地区以外の商業地域で市長が別に告示で指定する地域又は場所)	建築物の高さが20メートル未満の場合にあっては、高さは、建築物の高さの3分の1以下であって、かつ、5メートル以下であることとし、地上から広告物の上端までの高さは、25メートル(高度地区における最高限度が25メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)未満であること。建築物の高さが20メートル以上の場合にあっては、高さは、建築物の高さの4分の1以下であって、かつ、6メートル以下とし、地上から広告物の上端までの高さは、31メートル(高度地区における最高限度が31メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。
	第3種地域 (都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、第1種地域以外の地域)	高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは25メートル(高度地区における最高限度が25メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。
	第4種地域 (第1種から第3種に掲げる地域以外の地域)	建築物の高さが15メートル未満の場合にあっては、高さは、建築物の2分の1以下であって、かつ、地上から広告物の上端までの高さは20メートル(高度地区における最高限度が20メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下とし、建築物の高さが15メートル以上の場合にあっては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であって、かつ、地上から上端までの高さは、36メートル(高度地区における最高限度が36メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下とする。
	面積に関する基準	建築物の壁面に対する広告物又はこれを掲出する物件の投影面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積以下であること。 (1) 建築物の高さが12メートル未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20メートル未満のときは、30平方メートル イ 建築物の壁面の幅が20メートル以上50メートル未満のときは、45平方メートル ウ 建築物の壁面の幅が50メートル以上100メートル未満のときは、60平方メートル エ 建築物の壁面の幅が100メートル以上のときは、90平方メートル (2) 建築物の高さが12メートル以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20メートル未満のときは、40平方メートル イ 建築物の壁面の幅が20メートル以上50メートル未満のときは、60平方メートル ウ 建築物の壁面の幅が50メートル以上100メートル未満のときは、80平方メートル エ 建築物の壁面の幅が100メートル以上のときは、120平方メートル
その他の基準	1 和風建築物の棟には掲げないこと。 2 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。	

別表第 2 の 2 の表電柱広告物（突き出し広告又は巻付け広告）の項を次のように改める。

電柱広告物（突き出し広告又は巻付け広告）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電柱には突き出し広告又は巻付け広告は、それぞれ 1 個までとすること。 2 同一表示内容の広告物は、連続して掲出しないこと。 3 表示面の地色は、環境がもたらす背景色に調和する色を使用すること。 4 誘導案内の用に供するものであること。 5 突き出し広告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大きさは、縦 1.2メートル以下、横 0.5メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 (3) 取り付ける方向は、道路と反対の方向（民有地側の方向）に取り付けること。 6 巻付け広告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大きさは、縦 1.8メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、1.8メートル以上であること。
----------------------	---

別表第 2 の 2 の表立看板の項中「 3 設置する期間は、掲出する期間は、1 箇月以内とすること。」を削り、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 7 条関係）

屋外広告物の種類別許可期間

種 類	第 1 条の 2 第 2 項に規定する者が管理者である場合	その他の場合
屋上広告物又はこれを掲出する物件	3 年以内	2 年以内
軒下広告物又はこれを掲出する物件	3 年以内	2 年以内
塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件	3 年以内	2 年以内
広告塔及び建植広告物又はこれを掲出する物件（木造以外）	3 年以内	2 年以内
広告塔及び建植広告物又はこれを掲出する物件（木造）	1 年以内	1 年以内
電柱広告物（突き出し広告又は巻付け広告）	1 年以内	1 年以内
アーチ広告物	3 年以内	2 年以内
気球広告物又はこれを掲出する物件	1 年以内	1 年以内
広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）又はこれを掲出する物件	1 年以内	1 年以内
立看板	2 箇月以内	2 箇月以内
はり札	1 年以内	1 年以内
はり紙	1 箇月以内	1 箇月以内

別記第1号様式中

「

管 理 者	住 所	
	氏 名	電 話

を

」

管 理 者	住 所	
	氏 名	資格名 登録番号 第 号 電 話

に、

「3 印欄には、記入しないでください。」を

「3 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入の上押印してください。

4 印欄には、記入しないでください。

に

」

改める。

別記第3号様式中

「

管 理 者	住 所	
	氏 名	電 話

を

」

管 理 者	住 所	
	氏 名	資格名 登録番号 第 号 電 話

に、

「2 印欄には、記入しないでください。」を

「2 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入の上押印してください。

3 印欄には、記入しないでください。

に

」

改める。

別記第 4号様式を次のように改める。

第 4号様式 (第 8条関係)

屋外広告物自己点検結果報告書

報 告 者	住所			
	氏名	資格名	登録番号	第 号
		電話		
既許可番号	第 号	点検年月日	年 月 日	
表示又は設置日	年 月 日	(年経過)		

資格のない管理者が記入

点 検 の 概 要	点 検 項 目	異常		改 善 の 概 要	処理
		有	無		
	取付 (支持) 部分の変形又は腐食	有	無		済
	主要部材の変形又は腐食	有	無		済
	ボルト、ビス等のさび	有	無		済
	表示面の汚染、退色又ははく離	有	無		済
	表示面の破損	有	無		済
	その他特に点検した箇所	有	無		済

有資格管理者が記入

	点 検 項 目	異常		改 善 の 概 要	処理
		有	無		
基 礎	上部構造の全体の傾斜又はぐらつき	有	無		済
	基礎のクラック、防水層の裂傷等異常	有	無		済
支 持 部	鉄骨さび発生又は塗装の老朽化	有	無		済
	鉄骨接続部 (溶接部・プレート) の腐食、変形又はすき間	有	無		済
取 付 部	鉄骨接続部 (ボルト) のゆるみ又は欠落	有	無		済
	アンカーボルト・取付部プレートの腐食又は変形	有	無		済
広 告 板	ベース周辺・コーキングの老朽化又は溶接部の劣化	有	無		済
	取付対象部 (柱・壁・スラブ) 取付部周辺の異常	有	無		済
	広告板面・文字等のひどい汚れ、変色又はさび	有	無		済
照 明 装 置	広告板面・文字等の破損、変形又はビス等の欠落	有	無		済
	枠組み部材の破損又はねじれ	有	無		済
	蛍光灯・照明灯・LEDの点滅又はネオン管の不発光	有	無		済
分 電 盤	照明器具・LEDの取付部の破損、変形又はさび	有	無		済
	ネオン管・サポート類の破損	有	無		済
	ネオントランス・その周辺の損傷又は接続不良	有	無		済
そ の 他	分電盤の腐食又は破損	有	無		済
	電源配線経路の腐食又は破損	有	無		済
	安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化又は損傷	有	無		済
	避雷針の突針部・導線固定部の腐食又は損傷	有	無		済
	その他点検した事項 ()	有	無		済

別記第5号様式中

管 理 者	住 所	
	氏 名	電話

を

管 理 者	住 所	
	氏 名	資格名 登録番号 第 号 電話

に、

「2 印欄には、記入しないでください。」を

「2 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入の上押印してください。

3 印欄には、記入しないでください。

改める。

別記第8号様式中

変 更 前	住 所	
	氏 名	電話 ⑩
変 更 後	住 所	
	氏 名	電話 ⑩

を

変 更 前	住 所	
	氏 名	資格名 登録番号 第 号 電話 ⑩

変 更 後	住 所	
	氏 名	資格名 登録番号 第 号 電話 ⑩

「注 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。」

「注 1 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。」

2 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入の上押印してください。」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16年 9月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に存する自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示されている広告物又はこれを掲出する物件については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から 3年間(施行日以後に改装し、改造し、又は移転しようとするときは、当該改装、改造又は移転までの間)は、この規則による改正後の奈良市屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 1の規定を適用せず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に奈良市屋外広告物条例の規定により許可を受けている広告物又はこれを掲出する物件で、新規則別表第 2の規定に適合しないものは、当該許可の満了日から 3年間は、改装し、改造し、又は移転しない場合に限り、表示し、又は設置しておくことができる。

(平成 16年 3月 25日 掲示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 29日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 15号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則(平成 14年奈良市規則第 43号)の一部を次のように改正する。

第 2条中「秘書課 庶務係 渉外係 秘書係」を

「秘書課 庶務係 秘書係」に、「企画課 合併対策室

企画第一係 企画第二係 「企画課 企画第一係 を 合併対策室

企画第二係 防 災 課 計 画 係 対

策係 に、「産業廃棄物対策課 廃棄物係 指導

啓発係」を「産業廃棄物対策課 審査係 指導啓発係

自動車リサイクル係」に、「納 税 課 庶務係 検収管理係 納税第一係 納税第二係 納税第三係 納税第四係 納税第五係」を「納 税 課 庶務係 検収管理係 納税第一係 納税第二係 納税第三係 滞納処分係」に

、「地域振興課 庶務係 振興係」を 「 国民年金室 地域振興課

に改め、「国民年金室」を削り、「障がい

福祉課 庶務係 支援係 指導係 医療給付係」を「障

がい福祉課 庶務係 支援係 指導係」に、「保 護

課 庶務係 医療介護係 保護第一係 保護第二係 保

護第三係」を「保 護 課 庶務係 医療介護係 保護

第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係」に、「道

路管理課 庶務係 管理第一係 管理第二係 工務第一

係 工務第二係」を「土木管理課 庶務係 用地管理係

施設管理係 営繕係」に、「道路建設課 庶務係 企

画調整係 道路第一係 道路第二係」を「道路整備課

庶務係 企画調整係 道路第一係 道路第二係 維持補修

係」に、「用 地 課 庶務係 用地係 宅地造成係」

を 「用 地 課 庶務係 用地係 宅地造成係

に 改め、「河 川 課 庶務係 河川第一係 河川第二係

」を削る。

第 3条第 1項庶務係の部分中第 2号を第 4号とし、第 1号の次に次の 2号を加える。

(2) 渉外及び交際に関すること。

(3) 国内の都市との交流に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

第 3条第 1項渉外係の部分削る。

第 9条第 1項企画第二係の部分第 5号及び同条第 2項を削り、同条の次に次の 2条を加える。

(合併対策室の事務)

第 9条の 2 合併対策室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 市町村合併に関すること。

(2) 室の庶務に関すること。

(防災課の事務)

第 9条の 3 防災課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

設計の審査並びに工事の竣工検査に関すること。

道路第一係
道路第二係

(1) 事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。

(2) 道路災害復旧工事の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。

(3) 法定外公共物の整備に関すること。

(4) 維持補修係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事の竣工検査に関すること。

維持補修係

(1) 道路補修工事及び掘削跡復旧工事の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。

(2) 道路災害復旧工事の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。

(3) 法定外公共物の維持補修に関すること。

2 前項に規定する道路第一係、道路第二係及び維持補修係に共通する事務の担当区域については、道路整備課長が定める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(河川課の事務)

第 5 条の 2 河川課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶 務 係

(1) 河川関係諸団体との連絡調整に関すること。

(2) 土木災害事務及び補助申請事務に関すること。

(3) 課の庶務に関すること。

河川第一係

(1) 河川（水路等の法定外公共物を含む。）の改修、補修及び災害復旧工事の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。

(2) 浸水対策の企画調整に関すること。

(3) 準用河川の指定及び変更に関すること。

(4) 水防に関すること。

(5) 河川第二係の工事に係る竣工検査に関すること。

河川第二係

(1) 都市下水路及び排水路整備の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。

(2) 開発行為等の事前協議及び調整に関すること。

(3) 一級河川の総合治水に関する関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 大和川流域総合治水対策に関すること。

(5) 調整池の補修工事に関すること。

(6) 河川第一係の工事に係る竣工検査に関すること。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 6 条の表中

「 史跡文化センター シルクロード博記念館	文化振興課	を
--------------------------	-------	---

「 シルクロード博記念館	文化振興課	」に、
--------------	-------	-----

「 市営駐車場 (西部会館駐車場を除く。)	建設部	道路管理課	を
--------------------------	-----	-------	---

「 市営駐車場 (西部会館駐車場を除く。)	建設部	土木管理課	に
--------------------------	-----	-------	---

改める。

附 則

この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。
(平成 16年 3月 29日 掲 示 済)

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 29日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 16号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則
(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第 1 条 奈良市緑花推進会議設置規則（昭和 48年奈良市規則第 36号）の一部を次のように改正する。

別表建設部の項中「道路管理課長 道路建設課長 建築課長 住宅課長」を「土木管理課長 道路整備課長 営繕課長 住宅課長 河川課長」に改め、同表都市整備部の項中「河川課長」を削る。

(奈良市情報化推進委員会設置規則の一部改正)

第 2 条 奈良市情報化推進委員会設置規則（平成 14年奈良市規則第 76号）の一部を次のように改正する。

別表中「道路管理課長」を「土木管理課長」に改める。
(奈良市合併問題検討会議設置規則の一部改正)

第 3 条 奈良市合併問題検討会議設置規則（平成 15年奈良市規則第 39号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画部企画課合併対策室」を「企画部合併対策室」に改める。

(奈良市公印規則の一部改正)

第 4 条 奈良市公印規則（昭和 25年奈良市規則第 12号）の一部を次のように改正する。

別表災害対策用市長印の項中「企 画 課」を「防 災 課」に改め、同表道路管理事務専用市長印の項中「道路管理課」を「土木管理課」に改める。
(奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第 5 条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 28年奈良市規則第 6号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「道路管理課」を「土木管理課」に改める。
(奈良市会計規則の一部改正)

第 6 条 奈良市会計規則（昭和 40年奈良市規則第 1号）の一部を次のように改正する。

第 20条第 3 項中「及び介護保険料」を「、児童育成料及び介護保険料」に改め、「主務課長は」の次に「、児

童育成料の口座振替の方法による歳入を除き」を加える。

別表第1建設部道路管理課の項を次のように改める。

建設部	庶務係長	1 道路占用料の収納
土木管理課		2 地境明示に係る図面等の複写料の収納

別表第1都市整備部建築指導課の項を次のように改める。

都市整備部	庶務係長、	1 証紙の売りさばき代
建築指導課	指導係長	金の収納
	及び審査	2 建築計画概要書等の
	係長	複写料の収納

別表第1幼稚園の項の次に次のように加える。

教育委員会事務局	庶務係長	所管に係る使用料の収納
社会教育部	及び係員	
社会教育課		

別表第2建設部道路管理課長の項を次のように改める。

建設部土木管理課長	1 道路占用料の収納
	2 地境明示に係る図面等の複写料の収納

別表第2都市整備部建築指導課長の項を次のように改める。

都市整備部	1 証紙の売りさばき代金の収納
建築指導課長	2 建築計画概要書等の複写料の収納

別表第2教育委員会事務局教育総務部教育総務課長の項の次に次のように加える。

教育委員会事務局	所管に係る使用料の収納
社会教育部	
社会教育課長	

第7条 奈良市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会事務局社会教育部社会教育課の項及び別表第2教育委員会事務局社会教育部社会教育課長の項を削る。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

第8条 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中

「展示ホール	企画課長	を
防災無線室		

「展示ホール	企画課長	に
防災無線室	防災課長	

改める。

(奈良市道路監理員設置規則の一部改正)

第9条 奈良市道路監理員設置規則(昭和4年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「建設部道路管理課」を「建設部土木管理課」に改める。

(奈良市準用河川管理条例施行規則の一部改正)

第10条 奈良市準用河川管理条例施行規則(平成12年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「都市整備部河川課」を「建設部河川課」に改める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、同年7月1日から施行する。

(平成16年3月29日揭示済)

奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第17号

奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則

奈良市公用車管理規則(昭和4年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市の所有に属する」を「市が所有し、又は賃借して運行の用に供する」に改める。

第4条第1項中「かかる公用車」を「係る公用車(市が所有するものに限る。)」に改め、同条第2項中「調整」を「調製」に改める。

第5条第1項中「同法第5条第1項」を「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第7号)第3条の4」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「公用車の修繕に当つて」を「公用車(市が所有するものに限る。)の修繕に当たつて」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第7条中「次の各号に掲げる箇所について、それぞれに掲げる内容」を「自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第1又は別表第2に掲げる点検箇所について、それぞれこれらの表に掲げる内容」に、「ただちに」を「直ちに」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条各号を削る。

第8条第1項及び第9条中「同法施行規則」を「道路交通法施行規則」に改める。

第2条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第18号

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則(平成10年奈良市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 8 号を第 10号とし、第 7 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 居宅介護支援事業所の介護支援相談員からソーシャルワーク援助の依頼があった場合に、これに応じること。

第 4 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 要介護状態となる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービスを利用できるよう支援すること。

第 4 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(11) 介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行うため、担当地域においてケア会議を開催すること。

(12) 担当地域において有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し、また、これに必要な住民組織化活動を行うこと。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(8) 市内において有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し、また、これに必要な住民組織化活動を行うこと。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 相談協力員の任期の末日は、平成 17 年以後 3 年ごとの 1 月 31 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16 年 3 月 31 日 掲 示 済)

奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 19 号

奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則(平成 10 年奈良市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市高齢者住宅等安心確保計画に基づき高齢者世話付住宅に居住する高齢者又は身体障害

者(以下「高齢者等」という。)に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談等のサービスを提供する高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(以下「派遣事業」という。)を実施し、在宅生活を支援することにより、高齢者等の安心を確保することを目的とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。
(高齢者住宅等安心確保連絡協議会)

第 6 条 派遣事業の円滑な実施と関係機関との連携を図るため、奈良市高齢者住宅等安心確保連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 16 年 3 月 31 日 掲 示 済)

奈良市軽度生活援助事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 20 号

奈良市軽度生活援助事業規則の一部を改正する規則奈良市軽度生活援助事業実施規則(平成 12 年奈良市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要介護状態への」を「社会参加を促し、要介護状態の」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 本市に住所を有する在宅の 65 歳以上の者(65 歳未満の者であって、市長が特に必要と認める者を含む。)で、単身世帯又は高齢者のみの世帯(同居者が虚弱等の理由により援助することができないものに限る。)若しくはこれに準ずる世帯に属すること。

第 2 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 4 条各号を次のように改める。

- (1) 買物の付添い
- (2) 介護教室への参加等健康増進に資する外出時の付添い
- (3) 短期入所生活介護中の通院の付添い
- (4) 寝具類等大物の洗濯物の搬出及び搬入
- (5) 朗読、代筆等多少目の不自由な人に対する援助別記第 1 号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、

希 望 す る 援 助 の 内 容 (で 囲 む)	1	散歩の付添い	2	買い物の付添い
	3	食事及び食材の確保	4	大物洗濯物の搬出及び搬入
	5	朗読及び代筆等		
	6	その他(

を

」

希 望 す る	1 買物の付添い 2 介護教室への参加等健康増進に資する外出時の付添い
援 助 の	3 短期入所生活介護中の通院の付添い
内 容	4 寝具類等大物の洗濯物の搬出及び搬入
(で 囲 む)	6 朗読、代筆等多少目の不自由な人に対する援助

に

改める。

別記第6号様式及び第7号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(平成16年3月31日揭示済)

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第21号

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則(平成12年奈良市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 本市に住所を有する在宅の65歳以上の者(65歳未満の者であって、市長が特に必要と認める者を含む。)で、単身世帯又は高齢者のみの世帯(同居者が虚弱等 の理由により援助することができないものに限る。若しくはこれに準ずる世帯に属すること。

第2条第1項第3号中「又は一時的に体調が不良な状態に陥っていること」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(平成16年3月31日揭示済)

奈良市史跡文化センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第22号

奈良市史跡文化センター条例施行規則を廃止する規則

奈良市史跡文化センター条例施行規則(昭和5年奈良市規則第13号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(平成16年3月31日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例施行規則及び奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第23号

奈良市ならまちセンター条例施行規則及び奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市ならまちセンター条例施行規則(平成元年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(使用の承認等の申請)」に改め、同条第1項中「使用許可を」を「使用承認を」に、「奈良市ならまちセンター使用許可申請書」を「奈良市ならまちセンター使用承認申請書」に改め、同条第2項中「使用許可を受けた者」を「使用承認を受けた者」に、「許可」を「承認」に、「奈良市ならまちセンター使用変更許可申請書」を「奈良市ならまちセンター使用変更承認申請書」に、「許可書」を「承認書」に改め、同条第5項中「使用許可」を「使用承認」に改める。

第4条の見出しを「(使用承認書の交付等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、市民文化ホールの使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市ならまちセンター使用承認書(別記第3号様式。以下「承認書」という。)又は奈良市ならまちセンター使用変更承認書(別記第4号様式。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

第4条第2項中「許可書及び変更許可書(変更許可書)を」を「承認書及び変更承認書(変更承認書)に改め、同条第3項中「許可」を「承認」に改める。

第6条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第7条中「許可書」を「承認書」に改める。

第9条第1項中「許可書」を「承認書」に、「許可を」を「承認を」に改め、同条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第10条第1項中「許可書及び変更許可書」を「承認書及び変更承認書」に改める。

第11条第2項中「許可書、変更許可書」を「承認書、変更承認書」に改める。

別記第1号様式中「奈良市ならまちセンター使用許可申請書」を「奈良市ならまちセンター使用承認申請書」に、「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可を」を「使用承認を」に、「許可条件

」を「承認条件」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 2号様式中「奈良市ならまちセンター使用変更許可申請書」を「奈良市ならまちセンター使用変更承認申請書」に、「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用変更許可を」を「使用変更承認を」に、「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「使用変更の許可」を「使用変更の承認」に、「使用許可書」を「使用承認書」に改める。

別記第 3号様式中「奈良市ならまちセンター使用許可書」を「奈良市ならまちセンター使用承認書」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 4号様式中「奈良市ならまちセンター使用変更許可書」を「奈良市ならまちセンター使用変更承認書」に、「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に改める。

別記第 6号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第 7号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第 8号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 9号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書、使用変更許可書」を「使用承認書、使用変更承認書」に改める。

別記第 10号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

(奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部改正)
第 2条 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則(平成 12年奈良市規則第 7号)の一部を次のように改正する。

第 4条の見出しを「(使用の承認等の申請)」に改め、同条第 1項中「使用許可を」を「使用承認を」に、「奈良市西部会館市民ホール使用許可申請書」を「奈良市西部会館市民ホール使用承認申請書」に改め、同条第 2項中「許可を」を「承認を」に、「奈良市西部会館市民ホール使用変更許可申請書」を「奈良市西部会館市民ホール使用変更承認申請書」に、「許可書」を「承認書」に改める。

第 5条の見出しを「(使用承認書の交付等)」に改め、同条第 1項を次のように改める。

市長は、市民ホールの使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市西部会館市民ホール使用承認書(別記第 3号様式。以下「承認書」という。)又は奈良市西部会館市民ホール使用変更承認書(別記第 4号様式。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

第 5条第 2項中「許可書及び変更許可書(変更許可書)」を「承認書及び変更承認書(変更承認書)」に改める。

第 7条中「許可」を「承認」に改める。

第 8条中「許可書」を「承認書」に改める。

第 10条第 1項中「許可書」を「承認書」に、「許可を」を「承認を」に改め、同条第 2項中「許可」を「承認」に改める。

第 11条第 1項中「許可書及び変更許可書」を「承認書及び変更承認書」に改める。

第 12条第 1項第 4号を削り、同項第 5号を同項第 4号とし、同条第 2項中「許可書、変更許可書」を「承認書、変更承認書」に改める。

別記第 1号様式中「奈良市西部会館市民ホール使用許可申請書」を「奈良市西部会館市民ホール使用承認申請書」に、「使用許可を」を「使用承認を」に、

使用日時	年 月 日 (曜日)					時から 時まで	使用施設・設備	使 用 料 (円)			
	年	月	日	曜日	曜日						
	開 場	時	分	開 演	時	分	終 演	時	分	ホ ー ル	
使用責任者	住所							楽 屋 1			
	氏名							楽 屋 2			
	電話										

を

申請内容	普通使用・減免使用				
入場方法	指定席・自由席・整理券・会員券 招待券・当日売券・その他()			楽屋	3
入場料等徴収の有無	1 入場料等を徴収しない。 2 入場料等を徴収する。 ()			冷房・暖房	
許可条件				附属設備 (別紙明細書のとおり)	
特記事項	年 月 日(曜日)	時から		合	計
	年 月 日(曜日)	時まで			

使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで					ホー ル	使用料 (円)
	開場 時 分	開演 時 分	終演 時 分				
使用責任者	住所					楽屋	1
	氏名						
	電話					楽屋	2
入場方法	指定席・自由席・整理券・会員券 招待券・当日売券・その他()					楽屋	3
入場料等徴収の有無	1 入場料等を徴収しない。 2 入場料等を徴収する。 ()					附属設備 (別紙明細書のとおり)	
承認条件						合	計
特記事項							

「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第2号様式中「奈良市西部会館市民ホール使用変更許可申請書」を「奈良市西部会館市民ホール使用変更承認申請書」に、「使用変更許可を」を「使用変更承認を」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可は」を「承認は」に、「使用許可書」を「使用承認書」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 5 条、第 8 条、第 10 条 第 12 条関係)

奈良市西部会館市民ホール使用承認書

住 所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は _____
 代表者名 _____ 様
 電話 (_____)

使 用 目 的							入 場 予 定 人 員 人
使 用 内 容							
使 用 日 時	年 月 日 (曜 日) 時 分 から		年 月 日 (曜 日) 時 分 まで		使 用 施 設 ・ 設 備	使 用 料 (円)	
	開 場 時 分	開 演 時 分	終 演 時 分	ホ ー ル			
使 用 責 任 者	住 所					楽 屋 1	
	氏 名					楽 屋 2	
	電 話						
入 場 方 法	指定席・自由席・整理券・会員券 招待券・当日売券・その他 (_____)					楽 屋 3	
入 場 料 等 徴 収 の 有 無	1 入場料等を徴収しない。 2 入場料等を徴収する。 (_____)					附 属 設 備 (別紙明細書のとおり)	
承認条件						合 計	
特記事項							

上記のとおり、奈良市西部会館市民ホールの使用を承認します。

承認番号 第 _____ 号
_____ 年 月 日

奈良市長

印

別記第4号様式中「奈良市西部会館市民ホール使用変更許可書」を「奈良市西部会館市民ホール使用変更承認書」に、「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に改める。

別記第5号様式中「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第6号様式中「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第7号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第8号様式中「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書、使用変更許可書」を「使用承認書、使用変更承認書」に改める。

別記第9号様式中「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の奈良市西部会館市民ホール条例施行規則第1条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用承認に係る使用料の還付について適用し、同日前の使用許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成16年3月31日掲示済)

奈良市音声館条例施行規則及びなら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第24号

奈良市音声館条例施行規則及びなら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市音声館条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市音声館条例施行規則(平成7年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(使用の承認等の申請)」に改め、同条第1項中「使用許可を」を「使用承認の」に、「奈良市音声館使用許可申請書」を「奈良市音声館使用承認申請書」に改め、同条第2項中「許可を」を「承認を」に、「奈良市音声館使用変更許可申請書」を「奈良市音声館使用変更承認申請書」に、「許可書」を「承認書」に改める。

第5条の見出しを「(使用承認書の交付等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、館の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市音声館使用承認書(別記第3号様式。以下「承認書」という。)又は奈良市音声館使用変更承認書(別記第4号様式。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

第5条第2項中「許可書及び変更許可書(変更許可書)」を「承認書及び変更承認書(変更承認書)」に改める。

第7条中「許可」を「承認」に改める。

第8条中「許可書」を「承認書」に改める。

第10条第1項中「許可書」を「承認書」に、「許可」を「承認」に改め、同条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第11条第1項中「許可書及び変更許可書」を「承認書及び変更承認書」に改める。

第12条第2項中「許可書、変更許可書」を「承認書、変更承認書」に改める。

別記第1号様式中「奈良市音声館使用許可申請書」を「奈良市音声館使用承認申請書」に、「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可を」を「使用承認を」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第2号様式中「奈良市音声館使用変更許可申請書」を「奈良市音声館使用変更承認申請書」に、「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用変更許可を」を「使用変更承認を」に、「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可は」を「承認は」に、「使用許可書」を「使用承認書」に改める。

別記第3号様式中「奈良市音声館使用許可書」を「奈良市音声館使用承認書」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第4号様式中「奈良市音声館使用変更許可書」を「奈良市音声館使用変更承認書」に、「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に改める。

別記第5号様式中「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第6号様式中「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第7号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第8号様式中「奈良市長様」を「(あて

先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書、使用変更許可書」を「使用承認書、使用変更承認書」に改める。

別記第 9号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

(なら 100年会館条例施行規則の一部改正)

第 2条 なら 100年会館条例施行規則(平成 10年奈良市規則第 4号)の一部を次のように改正する。

第 4条の見出しを「(使用の承認等の申請)」に改め、同条第 1項中「使用許可を」を「使用承認を」に、「なら 100年会館使用許可申請書」を「なら 100年会館使用承認申請書」に改め、同条第 2項中「許可を」を「承認を」に、「なら 100年会館使用変更許可申請書」を「なら 100年会館使用変更承認申請書」に、「許可書」を「承認書」に改める。

第 5条の見出しを「(使用承認書の交付等)」に改め、同条第 1項を次のように改める。

市長は、ホール又は時の広場の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、なら 100年会館使用承認書(別記第 3号様式。以下「承認書」という。)又はなら 100年会館使用変更承認書(別記第 4号様式。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

第 5条第 2項中「許可書及び変更許可書(変更許可書)」を「承認書及び変更承認書(変更承認書)」に改める。

第 7条中「許可」を「承認」に改める。

第 8条中「許可書」を「承認書」に改める。

第 10条第 1項中「許可書」を「承認書」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 2項中「許可」を「承認」に改める。

第 11条第 1項中「許可書及び変更許可書」を「承認書及び変更承認書」に改める。

第 12条第 1項第 3号及び第 4号中「使用許可」を「使用承認」に改め、同項中第 6号を削り、第 7号を第 6号とし、同条第 2項中「許可書、変更許可書」を「承認書、変更承認書」に改める。

別記第 1号様式中「なら 100年会館 使用許可申請書」を「なら 100年会館 使用承認申請書」に、「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可を」を「使用承認を」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 2号様式中「なら 100年会館 使用変更許可申請書」を「なら 100年会館 使用変更承認申請書」に、「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「許可を」を「承認を」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 3号様式中「なら 100年会館 使用許可書」を「なら 100年会館 使用承認書」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可書は」を「承認書は」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可しま

す」を「承認します」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 4号様式中「なら 100年会館 使用変更許可書」を「なら 100年会館 使用変更承認書」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可書は」を「承認書は」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可します」を「承認します」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 5号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書」を「使用承認書」に改める。

別記第 6号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第 7号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 8号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書、使用変更許可書」を「使用承認書、使用変更承認書」に改める。

別記第 9号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 第 2条の規定による改正後のなら 100年会館条例施行規則第 12条第 1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用承認に係る使用料の還付について適用し、同日前の使用許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市北部会館条例施行規則をここに公布する。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 25号

奈良市北部会館条例施行規則

(趣旨)

第 1条 この規則は、奈良市北部会館条例(平成 16年奈良市条例第 1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2条 市民文化ホールの開館時間は、午前 9時から午後 9時 30分までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 市民文化ホールの休館日は、次のとおりとする

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日当たるときを除く。)
- (3) 12月26日から翌年1月5日まで

2 指定管理者は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(使用の承認等の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定により市民文化ホールの使用承認を受けようとする者は、奈良市北部会館市民文化ホール使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、承認を受けた事項(使用内容及び附属設備の事項に限る。)を変更しようとする場合は、奈良市北部会館市民文化ホール使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 前2項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) ホールを使用する場合

使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6箇月に当たる日から使用日前10日に当たる日までの間

(2) 楽屋、控室、多目的室、会議室又は和室を使用する場合

使用日の属する月の初日前1箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、前号の施設と併せて使用する場合は、同号の間

4 第1項及び第2項の申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日は受け付けない。

(使用承認書の交付等)

第5条 指定管理者は、市民文化ホールの使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市北部会館市民文化ホール使用承認書(別記第3号様式。以下「承認書」という。)又は奈良市北部会館市民文化ホール使用変更承認書(別記第4号様式。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

2 使用者は、市民文化ホールの使用に当たっては、承認書及び変更承認書(変更承認書の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 条例別表に規定する施設及び別表に規定する附属

設備(以下「施設等」という。)の使用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の使用期間の算定に当たっては、休館日を含まないものとする。

(使用時間の延長)

第7条 使用者は、やむを得ない理由により、承認に係る使用時間を超えて施設等を使用する必要がある場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(使用の取消し)

第8条 使用者は、施設等の使用を取り消そうとする場合は、奈良市北部会館市民文化ホール使用取消届(別記第5号様式。以下「使用取消届」という。)に承認書及び変更承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(附属設備の使用料)

第9条 条例別表の2の規定による規則で定める附属設備について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次に定める場合は、後納することができる。

- (1) 別表に規定する附属設備の使用料を納付する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合

2 第7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて施設等を使用する場合の使用料は、その使用が終わる時まで納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市北部会館市民文化ホール使用料減免申請書(別記第6号様式)に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、奈良市北部会館市民文化ホール使用料減免決定通知書(別記第7号様式)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第12条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項第3号又は第4号に該当し、使用することができなくなった場合 10分の100
- (2) ホールの使用料については、使用者から使用日前30日までに使用取消届があった場合 10分の50
- (3) 楽屋、控室、多目的室、会議室及び和室の使用料については、使用者から使用日前3日までに使用取消届があった場合 10分の50
- (4) 附属設備の使用料については、使用者から条例別表に規定する施設の使用日前3日までに当該施設の使用取消届があった場合 10分の100

2 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈

良市北部会館市民文化ホール使用料還付申請書（別記第 8号様式）に承認書、変更承認書及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市北部会館市民文化ホール使用料還付決定通知書（別記第 9号様式）を交付するものとする。

（駐車場の開場時間及び休場日）

第 13条 駐車場の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場することがある。

- (1) 開場時間 午前 8 時から午後 10時まで
- (2) 休場日 12月 29日から翌年 1月 3日まで

（利用方法）

第 14条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、自動車を駐車場に入庫させる際に駐車券の交付を受け、当該自動車を駐車場から出庫させる際に当該駐車券を提出しなければならない。

（駐車料金の納付）

第 15条 利用者は、自動車を駐車場から出庫させる際に駐車料金を納付しなければならない。

（駐車料金の不徴収）

第 16条 条例第 24条第 3号の規則で定める自動車は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を行うため使用する自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が駐車場の施設その他公共施設を調査研究するため使用する自動車
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 15条第 4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25年厚生省令第 15号）別表第 5号の 1級から 4級までで

別表（第 6条、第 9条、第 10条関係）

あるもの又は療育手帳制度要綱（昭和 48年 9月 27日厚生省発児第 156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者が乗車している自動車

(4) その他市長が定める自動車

（駐車券を紛失した場合の手続）

第 17条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに運転免許証を提示し、必要事項を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

（補則）

第 18条 この規則に定めるもののほか、市民文化ホール及び駐車場の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例（平成 16年奈良市条例第 18号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第 4条、第 5条第 1項、第 6条、第 8条、第 9条、

(1) 第 10条第 1項、第 11条、第 12条、第 18条、次項、別表及び別記第 1号様式から第 9号様式までの規定 平成 16年 4月 1日

第 2条、第 3条、第 5条第 2項、第 7条及び第 10条

(2) 第 2項の規定 奈良市北部会館条例附則第 1項第 2号に規定する規則で定める日

（経過措置）

2 平成 16年 4月 1日から同年 6月 30日までの間における第 4条、第 5条第 1項、第 6条、第 8条及び別記第 1号様式から第 5号様式までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

区 分	附属設備の名称	単位	1日当たりの使用料 (単位・円)
舞台設備	木台、箱足	1台	50
	平台（ツカミ金具を含む。）	1台	300
	ヒナ段ケ込	1台	50
	金びょうぶ	1双	1,500
	演台	1台	800
	花台	1台	200
	ひもせん	1枚	200
	上敷	1枚	50

	人形立て	1台	50
	姿見	1台	100
	譜面台	1台	50
	指揮者用譜面台(指揮者台を含む。)	1台	500
	司会者台	1卓	400
	プログラムスタンド	1台	50
	長机	1台	200
	椅子	1脚	50
	バレエ用シート	1枚	800
	座布団	1枚	100
照明設備	照明セット	1式	3,000
	ボーダーライト 1列		
	アッパーホリゾントライト 1列		
	シーリングスポットライト 8台		
	サスペンションライト 16台		
	ハロゲンスポットライト	1台	300
	エフェクトマシーン	1式	1,000
音響設備	ワイヤレスマイク(ピン型)	1本	1,500
	ワイヤレスマイク(ハンド型)	1本	1,500
	コンデンサーマイク	1本	1,500
	ダイナミックマイク	1本	1,000
	マイクスタンド(ブーム型)	1本	200
	マイクスタンド(床上型)	1本	200
	マイクスタンド(卓上型)	1本	100
	吊りマイク	1本	1,500
	移動型スピーカー	1台	2,000
	はね返しスピーカー	1台	800

	カセットデッキ	1 台	1,500
	D V D プレーヤー	1 台	1,500
	C D プレーヤー	1 台	1,500
	M D プレーヤー	1 台	1,500
	アンプセット	1 式	2,000
映像設備	O H P	1 台	1,000
	書画カメラ	1 台	1,500
	ビデオプロジェクター	1 台	15,000
	データプロジェクター	1 台	5,000
	ビデオデッキ	1 台	1,500
	移動型スクリーン	1 枚	500
	200インチスクリーン(固定)	1 式	1,000
そ の 他	フルコンサートグランドピアノ	1 台	15,000
	ホワイトボード	1 式	300
	国旗・市旗	1 枚	100
	展示パネル	1 枚	250
	電源設備	1 kw	100

備考

- 1 公演時間が4時間を超える日及び2回以上公演する日の使用料は、規定の使用料の100分の200に相当する額とする。
- 2 準備、後片付け又は練習のために使用する日(公演日を除く。)の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 3 この表の使用料には、カーボン、ドライアイス、カセットテープ等の消耗器材費及びピアノ調律等の特別に必要な人件費は含まない。

別記
第1号様式(第4条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用承認申請書

受付第 _____ 号
年 月 日

(あて先) 指定管理者

住所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は代表者名 _____
電話(_____) _____
使用責任者名 _____

次のとおり奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認を受けたいので申請します。
なお、使用に際しては、奈良市北部会館条例及び同施行規則を遵守し、係員の指示に従います。

使用目的								催物の名称					
使用日時	年 月 日 (曜日)			時 分から				年 月 日 (曜日) 時 分まで					
入場方法	<input type="checkbox"/> 指定席 <input type="checkbox"/> 自由席 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 当日売券 <input type="checkbox"/> その他 ()							使用料(円) (記入しないでください)	入場料等の徴収の有無 <input type="checkbox"/> 徴収する。(円) <input type="checkbox"/> 徴収しない。				
使用施設	室名	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日						
	<input type="checkbox"/> ホール								ホール予定使用時間内訳				
	<input type="checkbox"/> 楽屋								準備・リハ-サル		~		
	<input type="checkbox"/> 控室1								開場		~		
	<input type="checkbox"/> 控室2								開演		~		
	<input type="checkbox"/> 多目的室1								終演		~		
	<input type="checkbox"/> 多目的室2								退館		~		
	<input type="checkbox"/> 会議室1								入場予定 人員(人)	人			
	<input type="checkbox"/> 会議室2												
	<input type="checkbox"/> 会議室3												
	<input type="checkbox"/> 和室												
附属設備	<input type="checkbox"/> (別紙明細書のとおり)												
合 計													
その他承認が必要な事項													
承認条件(記入しないでください。)													

注意事項

- 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。
- 2 特別の設備をする場合は、特記事項欄に記入してください。

承認番号 第 _____ 号
年 月 日

第 2 号様式 (第 4 条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用変更承認申請書

受 付 第 _____ 号
年 月 日

(あて先) 指定管理者

住 所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は代表者名 _____
電話 (_____) _____
使用責任者名 _____

次のとおり、奈良市北部会館市民文化ホールの使用変更承認を受けたいので申請します。

変 更 理 由	
変 更 事 項	
使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 _____ 号
その他必要な事項	
承認条件	

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用日、使用時間区分及び使用施設の変更はできません。
- 3 使用承認書を添付してください。

承認番号 第 _____ 号
年 月 日

第3号様式(第5条、第8条、第10条 - 第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用承認書

住所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は代表者名 _____ 様
 電話() _____
 使用責任者名 _____

次のとおり、奈良市北部会館市民文化ホールの使用を承認します。

指定管理者 _____ (印)

使用目的								催物の名称					
使用日時	年 月 日 (曜日)			時 分から				年 月 日 (曜日) 時 分まで					
入場方法	<input type="checkbox"/> 指定席 <input type="checkbox"/> 自由席 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 当日売券 <input type="checkbox"/> その他 ()							使用料(円) (記入しないでください)	入場料等の徴収の有無	<input type="checkbox"/> 徴収する。(円)			
使用施設	室名	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日			<input type="checkbox"/> 徴収しない。	<input type="checkbox"/> ホール ホール予定使用時間内訳		
	<input type="checkbox"/> 楽屋							準備・リハ-サル			~		
	<input type="checkbox"/> 控室1							開場			~		
	<input type="checkbox"/> 控室2							開演			~		
	<input type="checkbox"/> 多目的室1							終演			~		
	<input type="checkbox"/> 多目的室2							退館			~		
	<input type="checkbox"/> 会議室1							入場予定 人員(人)	人				
	<input type="checkbox"/> 会議室2												
	<input type="checkbox"/> 会議室3												
<input type="checkbox"/> 和室													
附属設備	<input type="checkbox"/> (別紙明細書のとおり)							特記事項					
合計													
その他承認が必要な事項													
承認条件(記入しないでください。)													

注意事項

- この承認書は、当日施設を使用する前に必ず受付に提示してください。
- 虚偽の申請等があった場合は、使用承認を取り消すことがあります。
- 使用に際しては、奈良市北部会館条例及び同施行規則を遵守し、係員の指示に従ってください。

承認番号 第 _____ 号
_____ 年 月 日

第4号様式(第5条、第8条、第11条、第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用変更承認書

住 所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は代表者名 _____様
 電話() _____
 使用責任者名 _____

次のとおり、奈良市北部会館市民文化ホールの使用変更を承認します。

指定管理者 印

変 更 理 由	
変 更 事 項	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日・第 号
その他必要な事項	
承認条件	

注意事項

- 1 この承認書は、当日施設を使用する前に必ず受付に提示してください。
- 2 虚偽の申請等があった場合は、使用承認を取り消すことがあります。

承認番号	第 _____ 号
	年 月 日

第5号様式(第8条・第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用取消届

受 付 第 _____ 号
 年 月 日

(あて先) 指定管理者

住 所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は代表者名 _____
 電話 () _____

次のとおり、奈良市北部会館市民文化ホールの使用を取り消したいので届出します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日・第 号
使用取消しの理由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

第6号様式(第1条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用料減免申請書

受付第 年 月 日 号

(あて先) 奈良市長

住 所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は代表者名 _____ (印)
 電話 () _____

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
主 催 者	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
減 免 の 理 由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

通 知 第 号
年 月 日

第7号様式(第1条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用料減免決定通知書

住 所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は代表者名 _____ 様
 電話 () _____

奈良市北部会館市民文化ホール使用料の減免については、奈良市北部会館条例第10条の規定に基づき、 割減免・免除することを決定しました。

奈良市長 (印)

使 用 目 的	
使 用 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
主 催 者	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
減 免 の 理 由	

通 知 第 号
年 月 日

第8号様式(第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用料還付申請書

受付第 _____ 号
年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は代表者名 _____ (印)
電話 () _____

次のとおり、使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 _____ 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	
還付の内訳	奈良市北部会館条例第1条本文の規定を適用し、還付しません。 奈良市北部会館条例施行規則第12条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書、使用変更承認書及び領収書を添付してください。

通 知 第 _____ 号
年 月 日

第9号様式(第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用料還付決定通知書

住 所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は代表者名 _____ 様
電話 () _____

奈良市北部会館市民文化ホール使用料の還付については次のとおり決定しました。

奈良市長

(印)

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 _____ 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	
還付の内訳	奈良市北部会館条例第1条本文の規定を適用し、還付しません。 奈良市北部会館条例施行規則第12条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

通 知 第 _____ 号
年 月 日

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第26号

奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年奈良市条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可等の申請手続)

第2条 条例第4条第1項前段の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号に規定する行為 法定外公共物占用許可申請書(別記第1号様式)

(2) 条例第4条第1項第2号又は第3号に規定する行為 法定外公共物工事等許可申請書(別記第2号様式)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長が特に必要でないとするものについては、その一部を省略することができる。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 公図の写し

(4) 土地登記簿謄本

(5) 現況平面図及び現況縦横断面図

(6) 計画平面図

(7) 構造図及び諸詳細図

(8) 法定外公共物占用許可申請書を提出するときは、占用面積求積図

(9) 申請に係る法定外公共物について利害関係人があるときは、その者の同意書

(10) 申請に係る行為について行政庁の許可、認可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていること又は受ける見込みであることを証する書類

(11) その他市長が必要と認める書類

(更新許可の申請)

第3条 条例第4条第1項後段の規定による許可を受けようとする者は、占用等の許可の期間満了日の30日前までに、法定外公共物占用等更新許可申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 許可書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更許可の申請)

第4条 条例第4条第2項の規定による許可を受けようとする者は、法定外公共物占用等変更許可申請書(別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しな

ければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 許可書の写し

(4) 第2条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(占用料減免の申請)

第5条 条例第6条第2項の規定により占用料の減免を受けようとする者は、法定外公共物占用料減免申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡等の承認の申請)

第6条 条例第8条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、法定外公共物許可権利譲渡等承認申請書(別記第6号様式)に、第3条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(地位承継の届出)

第7条 条例第9条第2項の規定による届出は、法定外公共物許可地位承継届(別記第7号様式)に、第3条各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(住所等の変更の届出)

第8条 使用者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称の変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第9条 条例第10条の規定による届出は、法定外公共物工事完了届(別記第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 許可書の写し

(3) 工程写真(形状及び寸法の分かるもの)

(4) 完成写真

(5) 完成平面図

(6) その他市長が必要と認める書類

(立入調査員証)

第10条 条例第11条第2項に規定する立入調査員証は、別記第9号様式のとおりとする。

(占用等終了の届出)

第11条 条例第14条の規定による届出は、法定外公共物占用等終了届(別記第10号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(用途廃止の申出)

第12条 法定外公共物の用途廃止を申し出ようとする者は、法定外公共物用途廃止申出書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長が特に必要でないとするものについては、その一部を省略することができる。

- (1) 用途廃止の理由書
- (2) 住民票の写し
- (3) 印鑑証明書
- (4) 隣接土地所有者一覧表
- (5) 土地登記簿謄本
- (6) 公図の写し
- (7) 付近見取図
- (8) 現況写真
- (9) 実測平面図及び実測縦横断面図
- (10) 求積図
- (11) 境界明示確定図書
- (12) 申出に係る法定外公共物について利害関係人があるときは、その者の同意書
- (13) その他市長が必要と認める書類

(申請書等の提出部数)

第 13条 この規則の規定により提出する書類の提出部数は、申請書及び申出書については正本副本各 1 部とし、届出書については正本 1 部とする。

(補則)

第 14条 この規則に定めるもののほか、法定外公共物の管理について必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16年 10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条から第 8 条まで、第 13条、第 14条、別記第 1 号様式、別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式から第 7 号様式までの規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

別記
第1号様式(第2条関係)

法定外公共物占用許可申請書

(あて先)奈良市長

申請者 住所
氏名

⑤

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名
電話)

年 月 日

第2号様式(第2条関係)

法定外公共物工事等許可申請書

(あて先)奈良市長

申請者 住所
氏名

⑥

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名
電話)

年 月 日

法定外公共物を占用したいので、次のとおり申請します。

法定外公共物の種類	
占用場所	
占用目的	
占用物件 (構造及び数量)	
占用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
工事の実施期間及び方法	年 月 日 ~ 年 月 日 日間 請負・直営
その他の事項	

添付書類

- (1) 位置図 (2) 現況写真 (3) 公図の写し (4) 土地登記簿謄本
- (5) 現況平面図及び現況縦横断面図 (6) 計画平面図 (7) 構造図及び諸詳細図
- (8) 占用面積求積図 (9) 利害関係人の同意書 (10) 行政庁の許認可関係書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

法定外公共物の工事等をしたいので、次のとおり申請します。

法定外公共物の種類	
工事等の場所	
工事等の目的	
工事等の概要	
施工業者	
施工期間及び方法	年 月 日 ~ 年 月 日 日間 請負・直営
その他の事項	

添付書類

- (1) 位置図 (2) 現況写真 (3) 公図の写し (4) 土地登記簿謄本
- (5) 現況平面図及び現況縦横断面図 (6) 計画平面図 (7) 構造図及び諸詳細図
- (8) 利害関係人の同意書 (9) 行政庁の許認可関係書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

第 3 号様式 (第 3 条関係)

第 4 号様式 (第 4 条関係)

法定外公共物占有等更新許可申請書

法定外公共物占有等変更許可申請書

年 月 日

年 月 日

(あて先) 奈良市長

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

申請者 住 所

氏 名 [㊦]

氏 名 [㊦]

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

電 話

法定外公共物の占有 (工事等) の更新許可を受けたいので、次のとおり申請します。

法定外公共物の占有 (工事等) の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
占有 (工事等) の場所	
占有 (工事等) の目的	
占有物 (構造及び数量)	
更新申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
その他の事項	

許可の年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
占有 (工事等) の場所	
占有 (工事等) の目的	
占有 (工事等) の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
変更に係る事項	
その他の事項	

添付書類

(1) 位置図 (2) 許可書の写し (3) その他市長が必要と認める書類

添付書類

(1) 位置図 (2) 現況写真 (3) 許可書の写し (4) 変更内容が分かる書類
(5) その他市長が必要と認める書類

第5号様式(第5条関係)

法定外公共物占用料減免申請書

年 月 日

(あて先)奈良市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

法定外公共物占用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

法 定 外 公 共 物 の 種 類	
占 用 場 所	
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
占 用 料	
減 免 申 請 占 用 料	
減 免 申 請 理 由	
そ の 他 の 事 項	

第 6 号様式 (第 6 条関係)

法定外公共物許可権利譲渡等承認申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

法定外公共物の占用等の許可に係る権利の譲渡 (貸付け・担保に供すること) について承認を受けたいので、
次のとおり申請します。

許可の年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
占用 (工事等) の場所	
占用 (工事等) の目的	
譲渡等の理由	
譲渡人 (借受人・担保)	住 所
	氏 名
	電 話
その他の事項	

添付書類

- (1) 位置図 (2) 許可書の写し (3) その他市長が必要と認める書類

第7号様式(第7条関係)

法定外公共物許可地位承継届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住所
氏名 ㊟
法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名
電話

法定外公共物の占有等の許可を受けた者の地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
占有(工事等)の場所	
占有(工事等)の目的	
許可を受けた者	住所
	氏名
	電話
承継した理由	
その他の事項	

添付書類

- (1) 位置図 (2) 許可書の写し (3) その他市長が必要と認める書類

第 9 号様式 (第 10 条関係)

写 真

立 入 調 査 員 証 第 号

所 属
職 名
氏 名

年 月 日 生

年 月 日

奈 良 市 長 印

上記の者は、奈良市法定外公共物の管理に関する条例第 1 条第 1 項の規定により立入調査等を行うことができる者であることを証明します。

第 8 号様式 (第 9 条関係)

法定外公共物工事完了届

(あて先) 奈良市長

届出者 住所 年 月 日
氏 名 氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名
電 話

法定外公共物の工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
工事場所	
工事目的	
施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
施工業者	
その他の事項	

添付書類

- (1) 位置図 (2) 許可書の写し (3) 工程写真 (形状及び寸法の分かるもの)
- (4) 完成写真 (5) 完成平面図 (6) その他市長が必要と認める書類

第10号様式(第1条関係)

第1号様式(第12条関係)

法定外公共物占用等終了届

法定外公共物用途廃止申出書

年 月 日

年 月 日

(あて先) 奈良市長

(あて先) 奈良市長

届出者 住所 氏名

申出者 住所 氏名

㊞

㊞

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話

法定外公共物の占用等を終了し、原状回復しましたので、次のとおり届け出ます。

法定外公共物の用途廃止について、次のとおり申し出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
法定外公共物の種類	
占用等の場所	
占用等の目的	
原状回復年月日	年 月 日
終了した理由	

法定外公共物の種類	
法定外公共物の場所	
現 用 途	
面 積	m
そ の 他 の 事 項	

添付書類

- (1) 用途廃止の理由書 (2) 住民票の写し (3) 印鑑証明書
- (4) 隣接土地所有者一覧表 (5) 土地登記簿謄本 (6) 公図の写し
- (7) 付近見取図 (8) 現況写真 (9) 実測平面図及び実測縦横断面図 (10) 求積図
- (11) 境界明示確定図書 (12) 利害関係人の同意書
- (13) その他市長が必要と認める書類

添付書類

- (1) 位置図 (2) 現況写真 (3) その他市長が必要と認める書類

(平成 16年 3月 3日 揭示済)

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 27号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第 45号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 1 条までを次のように改める。

（確認申請書記載事項の変更）

第 8 条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、確認済証の交付を受けた建築物等の工事又は法第 8 条の規定による用途の変更（以下「用途変更」という。）を完了する前に確認申請書の記載事項を変更したとき（確認が必要なときを除く。）は、次の各号に掲げる変更に係る建築物等の区分に応じ、当該各号に定める届に、建築計画概要書又は築造計画概要書を添えて建築主事に提出しなければならない。

- (1) 建築物 確認事項変更届（建築物）（別記第 2 号様式）
- (2) 昇降機（工作物を除く。） 確認事項変更届（昇降機）（別記第 3 号様式）
- (3) 昇降機以外の建築設備 確認事項変更届（昇降機以外の建築設備）（別記第 4 号様式）
- (4) 法第 8 条第 1 項に規定する工作物 確認事項変更届（工作物）（別記第 5 号様式）
- (5) 法第 8 条第 2 項に規定する工作物 確認事項変更届（工作物）（別記第 6 号様式）
（取下げ・取止め届）

第 9 条 建築主等は、建築主事が確認済証の交付をする前に確認の申請を取り下げようとするとき又は確認済証の交付を受けた建築物等の工事の全部若しくは一部を取りやめたとき、若しくは用途変更を取りやめたときは、取下げ・取止め届（別記第 7 号様式）を建築主事に提出しなければならない。

第 10 条及び第 1 条 削除

第 12 条第 3 項を次のように改める。

3 施行規則第 5 条第 3 項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる図書とする。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、報告に係る建築物と他の建築物の別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における工作物の位置を明示した配置図
- (3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、防火設備、排煙設備及び主要な寸法を明示した各階平面図
- (4) 敷地、地盤、工作物、避難通路、居室の採光及び換気、屋上及び屋根面、建物く体、内装、外装仕上げ材、窓及びサッシ、防火区画の構成、外壁の防火性能、

防火区画貫通部、防火設備、階段並びに排煙設備の調査の結果を記載した図書

(5) その他市長が必要があると認める図書

第 13 条の見出しを「（建築設備等の定期報告等）」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 施行規則第 6 条第 3 項の規定により市長が規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

- (1) 昇降機
 - ア 機械室、かご、昇降路、レール、乗場、駆動装置、制御装置及び安全装置の検査の結果を記載した図書
 - イ その他市長が必要があると認める図書
- (2) 昇降機以外の建築設備等
 - ア 換気設備にあつては、機械換気設備機器、空気調和設備機器、防火ダンパー、吸気口及び排気口の検査の結果を記載した図書
 - イ 排煙設備にあつては、排煙設備機器、防煙壁、排煙口、防火ダンパー、ダクト及び自家用発電装置の検査の結果を記載した図書
 - ウ 非常用照明装置にあつては、照明器具、蓄電池、充電器及び自家用発電装置の検査の結果を記載した図書
 - エ その他市長が必要があると認める図書

第 13 条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 1 号に規定するエレベーター若しくはエスカレーター又は同項第 3 号に規定する工作物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村のエレベーター、エスカレーター及び工作物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該エレベーター等を廃止し、又は休止したときは、昇降機等廃止（休止）届（別記第 8 号様式）により市長に届け出なければならない。

別表中「、第 9 条」を削る。

別記第 2 号様式から第 8 号様式までを次のように改める。

第2号様式(第8条関係)

確認事項変更届(建築物)

(第一面)

下記事項について、届け出ます。

(あて先)奈良市建築主事

	年	月	日
建築主氏名			印
代理人氏名			印

【1 確認事項】

確認申請 計画変更確認申請

【イ 確認済証交付年月日】 年 月 日

【ロ 確認済証番号】 第 号

【ハ 建築主事(指定確認検査機関)】

【2 建築主】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【3 代理人】

【イ 資格】

【ロ 氏名】

【ハ 建築士事務所名】

【ニ 郵便番号】

【ホ 所在地】

【ハ 電話番号】

【4 変更概要】

【5 許可・認定・承認・指定事項】

* 行政庁等使用欄

(注) (第二面)から(第五面)までは、施行規則別記第2号様式の(第二面)から(第五面)までと同様とする。

第 3 号様式 (第 8 条関係)

確認事項変更届 (昇降機)

(第一面)

下記事項について、届け出ます。

(あて先) 奈良市建築主事

	年	月	日
設置者氏名			㊟
代理者氏名			㊟

【 1 確認事項】

確認申請 計画変更確認申請

- 【イ 確認済証交付年月日】 年 月 日
- 【ロ 確認済証番号】 第 号
- 【ハ 建築主事 (指定確認検査機関)】

【 2 設置者】

- 【イ 氏名のフリガナ】
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 郵便番号】
- 【ニ 住所】
- 【ホ 電話番号】

【 3 代理者】

- 【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ 郵便番号】
- 【ホ 所在地】
- 【ハ 電話番号】

【 4 変更概要】

【 5 許可・認定・承認・指定事項】

* 行政庁等使用欄

(注) (第二面) は、施行規則別記第 4 号様式 (昇降機用) の (第二面) と同様とする。

第4号様式(第8条関係)

確認事項変更届(昇降機以外の建築設備)

(第一面)

下記事項について、届け出ます。

(あて先)奈良市建築主事

	年	月	日
設置主氏名			印
代理人氏名			印

【1 確認事項】

確認申請 計画変更確認申請

【イ 確認済証交付年月日】 年 月 日

【ロ 確認済証番号】 第 号

【ハ 建築主事(指定確認検査機関)】

【2 設置主】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【3 代理人】

【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ 氏名】

【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ 郵便番号】

【ホ 所在地】

【ハ 電話番号】

【4 変更概要】

【5 許可・認定・承認・指定事項】

* 行政庁等使用欄

(注) (第二面)は、施行規則別記第4号様式(昇降機以外の建築設備用)の(第二面)と同様とする。

第 5 号様式 (第 8 条関係)

確認事項変更届 (工作物)

(第一面)

建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請について、下記事項について届け出ます。

(あて先) 奈良市建築主事

	年	月	日
築造主氏名			㊟
代理者氏名			㊟

【 1 確認事項】

確認申請 計画変更確認申請

- 【イ 確認済証交付年月日】 年 月 日
- 【ロ 確認済証番号】 第 号
- 【ハ 建築主事 (指定確認検査機関)】

【 2 築造主】

- 【イ 氏名のフリガナ】
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 郵便番号】
- 【ニ 住所】
- 【ホ 電話番号】

【 3 代理者】

- 【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ 郵便番号】
- 【ホ 所在地】
- 【ハ 電話番号】

【 4 変更概要】

【 5 許可・認定・承認・指定事項】

* 行政庁等使用欄

(注) (第二面) は、施行規則別記第 10 号様式の (第二面) と同様とする。

第6号様式(第8条関係)

確認事項変更届(工作物)

(第一面)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請について、下記事項について届け出ます。

(あて先)奈良市建築主事

	年	月	日
築造主氏名			㊟
代理者氏名			㊟

【1 確認事項】

確認申請 計画変更確認申請

- 【イ 確認済証交付年月日】 年 月 日
- 【ロ 確認済証番号】 第 号
- 【ハ 建築主事(指定確認検査機関)】

【2 築造主】

- 【イ 氏名のフリガナ】
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 郵便番号】
- 【ニ 住所】
- 【ホ 電話番号】

【3 代理者】

- 【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ 郵便番号】
- 【ホ 所在地】
- 【ハ 電話番号】

【4 変更概要】

【5 許可・認定・承認・指定事項】

* 行政庁等使用欄

(注) (第二面)は、施行規則別記第1号様式の(第二面)と同様とする。

第 7 号様式 (第 9 条関係)

取下げ・取止め届
(第一面)

下記事項について、届け出ます。

(あて先) 奈良市建築主事

年 月 日
建築主等氏名 印
代理者氏名 印

【 1 届出区分】

申請取下げ届 建築工事取止め届

【 2 受付事項】

【イ 受付年月日】 年 月 日
【ロ 受付番号】 第 号

【 3 確認検査事項】

確認申請 計画変更確認申請 中間検査申請 完了検査申請
【イ 確認済証等交付年月日】 年 月 日
【ロ 確認済証等番号】 第 号
【ハ 建築主事(指定確認検査機関)】

【 4 許可・認定・承認・指定事項】

許可申請 認定申請 承認申請 指定申請
【イ 許可等年月日】 年 月 日
【ロ 許可等番号】 第 号

【 5 建築主等】

【イ 氏名のフリガナ】
【ロ 氏名】
【ハ 郵便番号】
【ニ 住所】
【ホ 電話番号】

【 6 代理者】

【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ 氏名】
【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ 郵便番号】
【ホ 所在地】
【ハ 電話番号】

* 行政庁等使用欄

[Empty box for administrative use]

(第二面)

取下げ・取止めに関する事項

【1 地名地番】

【2 住居表示】

【3 建築物の概要】

【イ 主要用途】(区分)

【ロ 工事種別】

新築	増築	改築	移転	用途変更	大規模の修繕	大規模の模様替	
		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)

【ハ 建築面積】 () () () ()

【ニ 延べ面積】 () () () ()

【ホ 敷地面積】

【ヘ 建築物の名称】

【4 取下げ・取止め理由】

【5 備考】

(注意)

1 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2 第一面関係

- ① 建築主等氏名及び代理者氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 建築主等からの委任を受けて届出を行う者がいる場合においては、代理者氏名欄に記入してください。
- ③ 建築主等又は代理者が法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- ④ 1欄、3欄及び4欄は、該当するチェックボックスに「 」マークを入れてください。
- ⑤ 2欄は申請取下げ届の場合において、記入してください。
- ⑥ 3欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、建築工事取止め届の場合において、記入してください。
- ⑦ 4欄の「イ」及び「ロ」は、申請取下げ届では記入する必要はありません。
- ⑧ 建築主等が2以上のときは、5欄は代表となる建築主等について記入し、別紙に追加の建築主等についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 6欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は代理者の住所を書いてください。

3 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄の「イ」は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ③ 3欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「√」マークを入れてください。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(平成16年3月31日揭示済)

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第28号

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則
第1条 奈良市都市景観条例施行規則(平成2年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条中「公団等」を「公社等」に改め、同条第1号から第10号までを削り、第11号を第1号とし、第12号から第15号までを10号ずつ繰り上げ、同条に次の9号を加える。

- (6) 環境事業団
- (7) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (8) 都市基盤整備公団
- (9) 独立行政法人緑資源機構
- (10) 中小企業総合事業団
- (11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (12) 日本道路公団
- (13) 独立行政法人水資源機構
- (14) 労働福祉事業団

第2条 奈良市都市景観条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第6号を次のように改める。

- (6) 独立行政法人環境再生保全機構

第3条第14号を次のように改める。

- (14) 独立行政法人労働者健康福祉機構

第3条 奈良市都市景観条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第8号を次のように改める。

- (8) 独立行政法人都市再生機構

第3条第10号を次のように改める。

- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第1条中「超えるもの」の次に「及び建築面積(工作物にあっては築造面積)が1,000平方メートルを超えるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成16年4月1日から、第3条の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定の施行の際、現に新築、改築、増築、大規模な外観の修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更(以下「新築等」という。)の工事に着手している建築物等については、その現に着手している新築等の工事に限り、第3条の規定による改正後の奈良市都市景観条

例施行規則第1条の規定は、適用しない。
(平成16年3月31日揭示済)

奈良市都市景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第29号

奈良市都市景観審議会規則の一部を改正する規則
奈良市都市景観審議会規則(平成2年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「長及び」を削り、同条に次の1項を加える。

3 専門部会長は、前項の規定により指名された委員の互選によってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において、この規則による改正前の奈良市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により専門部会の長に指定されている者は、この規則による改正後の奈良市都市景観審議会規則第5条第3項の規定により互選された専門部会長とみなす。

(平成16年3月31日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第30号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条ただし書」の次に「、第10条の2」を加える。

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

(公務上の災害の範囲)

第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第1に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第2条の3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

(1) 通勤による負傷に起因する疾病

(2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

第7条の3中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第 1 (第 2 条の 2 関係)

- 1 公務上の負傷に起因する疾病
- 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
 - (2) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (3) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (4) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
 - (5) 市長の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かじよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
 - (6) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
 - (7) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
 - (8) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
 - (9) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
 - (10) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
 - (11) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
 - (12) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
 - (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
 - (2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
 - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害
 - (4) せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、身体に過度の

- 負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 市長の定める単体たる化学物質又は化合物(合金を含む。)にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、市長が定めるもの
 - (2) ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - (3) すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
 - (4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
 - (7) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
 - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は市長の定めるじん肺の合併症
- 6 細菌、ウイルス等病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
 - (2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
 - (3) 湿潤地における業務に従事したため生じたウイルス病等のレプトスピラ症
 - (4) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

- (2) ベータ - ナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (3) 4 - アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (4) 4 - ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (6) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- (8) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- (9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ
- (10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん
- (11) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- (12) (1) から(11) までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことのある明らかな疾病

8 1 から7 までに掲げるもののほか、公務に起因することのある明らかな疾病
別記第12号様式の「注意事項」の9中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第12号様式の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
(平成16年3月31日掲示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第31号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第2号及び第3項中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に改める。

(公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一

部改正)

第2条 公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則(平成14年奈良市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

- (3) 財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター
- (4) 財団法人入江泰吉記念写真美術財団
- (5) 財団法人奈良市生涯学習財団
- (6) 社団法人奈良市観光協会

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項の」を「第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日掲示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第32号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(平成15年奈良市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを次のように改める。

- (改正条例附則第2項前段の規定による昇給)
- 2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年奈良市条例第4号。以下「改正条例」という。)附則第2項前段の市長が規則で定める職員は、平成15年4月1日(以下「基準日」という。)の前日において、附則別表の左欄に定める年齢の職員をいう。
- 3 前項の職員の昇給については、附則別表の左欄に定める年齢の区分ごとに、同表の右欄に定める年齢に達するまでの間、改正条例による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年奈良市条例第2号)第7条及びこの規則による改正前の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第22条の2の規定の例による。(改正条例附則第2項後段の規定による昇給)
- 4 改正条例附則第2項後段の市長が規則で定める職員は、職員から引き続き人事交流等により給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他市長の定めるこれらに準ずる者(以下「権衡職員」という。)となり、引き続き権衡職員として勤務した後基準日以後に引き続き職員となり、引き続き職員として在職している者(基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続き職員となった日までの間において、人事交流等により権衡職員として勤務した期間を除き、職員とし

て在職していなかった期間がないものに限る。)のうち、基準日の前日において、附則別表左欄に定める年齢の職員とする。

5 前項の職員の昇給については、附則第3項の規定を適用する。

附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

年齢の区分	昇給停止年齢
50歳から 59歳まで	60歳
53歳から 55歳まで	58歳
50歳から 52歳まで	56歳

附 則

この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 31日 掲 示 済)

奈良市職員の通勤手当に関する規則をここに公布する。
平成 16年 3月 31日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 33号

奈良市職員の通勤手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32年奈良市条例第 2号。以下「条例」という。)第 16条の 4の規定に基づき、職員の通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 16条の 4及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居とその者が勤務する事務所(以下「事務所」という。)との間を往復することをいう。

2 条例第 16条の 4に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及びこの規則に規定する自転車等の使用距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第 3 条 職員は、新たに条例第 16条の 4第 1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、市長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次のいずれかに該当する場合についても同様とする。

- (1) 任命権者を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第 4 条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第 16条の 4第 1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければ

ならない。

(支給範囲の特例)

第 5 条 条例第 16条の 4第 1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 住居又は事務所のいずれかが歩行により通勤することが著しく困難な場所にある職員
- (2) 地方公務員災害補償法(昭和 42年法律第 121号)別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第 6 条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第 7 条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 6年奈良市条例第 50号)第 8条第 1項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第 8 条 条例第 16条の 4第 2項第 1号に規定する運賃等相当額(この条において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第 16条の 4第 5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 2回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(自転車等使用者に係る通勤手当の額)

第 9 条 条例第 16条の 4第 2項第 2号に規定する市長が規則で定める額は、別表のとおりとする。

(再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第 10 条 条例第 16条の 4第 2項第 2号の市長が規則で定める職員は、平均 1箇月当たりの通勤所要回数が 10回に満たない職員とし、同号の市長が規則で定める割合は、10分の 50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第1条 条例第16条の4第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第16条の4第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 条例第16条の4第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。))が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額
- (3) 条例第16条の4第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。)) 同項第2号に定める額

(支給日等)

第12条 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。))又は当該各号に定める期間(以下この条及び第1条において「支給単位期間等」という。))に係る最初の月の給料等の支給に関する規則(昭和4年奈良市規則第5号)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。))に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際

支給するものとする。

4 条例第16条の4第3項の市長が規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の市長が規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第16条の4第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。))において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が条例第16条の4第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第16条の4第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から1日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第14条 条例第16条の4第4項の市長が規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。))を支給される職員について生じた次のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第16条の4第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第26号)第28条第2項の規定により休職にされ、同法第

55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇に関する条例(平成10年奈良市条例第6号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条の4第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第1条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第16条の4第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第1条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

3 条例第16条の4第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の

支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条 条例第16条の4第5項に規定する市長が規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第16条 支給単位期間は、第13条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第1条 条例第16条の4第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第18条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第16条の4第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

別表(第10条関係)

自転車等の区分	使用距離(片道)	支給額
自動車(自動二輪車を除く。)	5キロメートル未満	6,500円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	8,500円
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	10,500円
	15キロメートル以上 20キロメートル未満	12,500円
	20キロメートル以上 25キロメートル未満	15,000円
	25キロメートル以上 30キロメートル未満	17,500円
	30キロメートル以上 35キロメートル未満	20,000円
	35キロメートル以上 40キロメートル未満	22,500円
	40キロメートル以上 45キロメートル未満	25,000円
	45キロメートル以上	27,500円
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車	5キロメートル未満	2,700円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,800円
	10キロメートル以上	6,900円

附則

(施行期日)

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(給料等の支給に関する規則の一部改正)
- 給料等の支給に関する規則(昭和4年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。
第7条から第18条までを次のように改める。
第7条から第18条まで 削除
第34条第2項第5号中「地方公務員災害補償法」の次に「(昭和42年法律第12号)」を加える。

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第34号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「額は」を「額及び支給方法は」に改め、「額とし、奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例第7条に定めるところにより支給する」を削る。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日揭示済)

職員の職名等に関する規則及び奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第35号

職員の職名等に関する規則及び奈良市職員の初任給、

昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(職員の職名等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の職名等に関する規則(昭和43年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表技術吏員の項中「准看護師」の次に「管理栄養士」を加える。

(奈良市職員の初任給、昇給、昇格等に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項中

- | | |
|---------------------------|---|
| 「2 農業委員会事務局次長の職務 | 」 |
| 3 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所長の職務 | |
| 4 主査の職務 | |
| 「2 選挙管理委員会事務局次長の職務 | 」 |
| 3 農業委員会事務局次長の職務 | |
| 4 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所長の職務 | |
| 5 主査の職務 | 」 |

改め、同表の8級の項中

- | | |
|--------------------|---|
| 「3 選挙管理委員会事務局次長の職務 | 」 |
| 4 消防署長の職務 | |
| 5 消防副署長の職務 | |
| 6 文化財防災官の職務 | 」 |
| 「3 消防署長の職務 | |

4 消防副署長の職務
5 文化財防災官の職務

改め、同表の 9 級の項中

「6 高等学校事務長の職務」を

「6 高等学校事務長の職務」に

7 生涯学習センター館長の職務

改め、同表の 10級の項中

「7 監査委員事務局長の職務

8 中央公民館長の職務

9 図書館長の職務

10 議会事務局次長の職務

「7 西部出張所次長の職務

8 監査委員事務局長の職務

9 中央公民館長の職務

10 図書館長の職務

11 議会事務局次長の職務

改める。

別表第 2 職種の部診療放射線技師の項の次に次のように加える。

管理栄養士	大学卒	0	3.5	6	別に定める
			3.5	9.5	

「 JR奈良駅周辺開発事務所長」を

「 主 幹」を

「 人権文化センター所長
衛生浄化センター所長」を

改め、同表学校その他の教育機関の項中

「 中 央 公 民 館 次 長」を

改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「100分の 12」を「100分の 10」に改める。

附 則
この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。
(平成 16年 3月 31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 16年 3月 29日

奈良市長 大川 靖 則

別表第 6 職種の部診療放射線技師の項の次に次のように加える。

管理栄養士	大学卒	2級3号給
-------	-----	-------

附 則
この規則は、平成 16年 4月 1日から施行する。
(平成 16年 3月 31日揭示済)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 36号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則(昭和 42年奈良市規則第 17号)
の一部を次のように改正する。
別表市長の事務部局の項中

「 JR奈良駅周辺開発事務所長
西部出張所次長」に、

「 主 幹
衛生浄化センター所長」に、

「 人権文化センター所長」に

「 中 央 公 民 館 次 長
生涯学習センター館長」に

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)
第 1条 奈良市事務専決規程(平成 14年奈良市訓令甲第 1号)の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項保健福祉部長の部分中第 43号を第 50号とし、第 26号から第 42号までを 7号ずつ繰り下げ、第 25号を第 3号とし、同号の次に次の 1号を加える。

(32) 産休等代替職員制度実施要綱(昭和 5年 9月 30日児発第 68号厚生省児童家庭局長通知)に基づく産休等代替職員の任用承認

第 4条第 1項保健福祉部長の部分中第 23号及び第 24号を削り、第 22号を第 30号とし、第 19号から第 21号までを 8号ずつ繰り下げ、第 18号を第 25号とし、同号の次に次の 1号を加える。

(26) 児童福祉法第59条第1項に規定する施設への立入調査

第4条第1項保健福祉部長の部分中第17号を第2号とし、第13号から第16号までを7号ずつ繰り下げ、同部分の第12号中「第1条第1項及び第2項」を「第10条の4第1項及び第1条」に改め、同号を同部分の第19号とし、同部分中第11号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 居宅介護従業者養成研修事業者の指定

第4条第1項保健福祉部長の部分中第10号を第16号とし、第7号から第9号までを6号ずつ繰り下げ、第6号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 身体障害者福祉法第19条の2に規定する更生医療を担当する医療機関の指定

第4条第1項保健福祉部長の部分中第5号を第10号とし、第4号を第9号とし、第3号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

第4条第1項保健福祉部長の部分中第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 社会福祉法人の定款変更の認可
- (2) 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査の調整会議の開催並びに当該監査の実施及び結果の報告
- (3) 民生委員の推薦及び解職の具申並びに指導訓練計画の決定
- (4) 民生委員推薦会に対する諮問事項の決定

第6条第1項文化振興課長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同部分の第3号中「使用許可」を「使用承認」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分の第4号中「使用許可」を「使用承認」に改め、同号を同部分の第3号とし、同部分中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項障がい福祉課長の部分中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付

第6条第1項障がい福祉課長の部分に次の2号を加える。

- (9) 重症心身障害児(者)通園事業の利用者の決定
- (10) 補助犬給付申請の受理に係る調査及び進達

第6条第1項高齢福祉課長の部分の第5号中「第10条の4」を「第10条の4第2項」に改め、同部分に次の1号を加える。

(6) 老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの届出等の受理

第6条第1項児童課長の部分の次に次の保育課長の部分を加える。

保育課長

- (1) 児童育成料の納付督促及び徴収

第6条第1項道路管理課長の部分中「道路管理課長」を「土木管理課長」に改め、同項用地課長の部分の次に次の河川課長の部分を加える。

河川課長

- (1) 河川及び水路の出願の審査及び許可
- (2) 都市下水路の使用許可
- (3) 都市下水路敷地の占用許可

第6条第1項河川課長の部分を削る。

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第2条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2幹事の欄中「道路管理課長 道路建設課長」を「土木管理課長 道路整備課長 河川課長」に、「下水道建設課長 河川課長」を「下水道建設課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第3条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1企画部会の項中「道路建設課長」を「道路整備課長」に改め、同表研修部会の項中「人事課長」を「人事課長 防災課長」に、「管財課長 国民年金室長」を「管財課長」に、「道路管理課長」を「土木管理課長」に改め、同表調査研究部会の項中「総務部総務課長」を「総務部総務課長 合併対策室長」に、「市民税課長」を「市民税課長 病院開設準備室長」に、「営繕課長」を「営繕課長 河川課長」に、「開発指導課長 河川課長」を「開発指導課長」に、「配水課長 給水部工事検査室長」を「配水課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「住民課長 電子計算課長」を「住民課長」に改める。

別表第2研修部会の項中「道路管理課長」を「土木管理課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第4条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2幹事の欄中「企画課長 交通政策課長」を「企画課長 防災課長 交通政策課長」に、「道路管理課長 道路建設課長 営繕課長 住宅課長」を「土木管理課長 道路整備課長 営繕課長 住宅課長 河川課長」に、「下水道建設課長 河川課長」を「下水道建設課長」に改める。

(奈良市防災行政無線局管理規程の一部改正)

第5条 奈良市防災行政無線局管理規程(平成9年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「企画部企画課長」を「企画部防災課長」に改める。

第6条第3項中「企画部企画課」を「企画部防災課」に改める。

第7条第3項第1号中「企画部企画課長」を「企画部

防災課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月29日揭示済)